

【自動積立定期預金規定（スーパースウィングプラン）】

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1口1万円以上とし自動振替の方法により預入れるものとします。自動振替による預入れの場合の振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された所定の書面に記載のとおりとし、その取扱いは別に定める自動振替規定によります。
- (2) この預金は自動振替のほか、窓口・ATM等により、当店のほか当金庫本支店のどの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳を持参してください。

2. (預金の種類・継続の方法等)

- (1) 各預入れまたは継続の都度あらかじめ指定された種類の自動継続期日指定定期預金（通帳に記載いたします。）を作成し、この預金に預入れます。
- (2) 第1条（預金の預入れ等）第1項の別に提出された所定の書面に記載された自動振替による預入れの場合の振替日に、この預金の預入期間が1年を経過または継続後1か月以内の預金と、定期性総合口座通帳記載の総合口座定期預金（期日指定定期預金は1年を経過または継続後1か月以内、その他の定期預金は継続後1か月以内のもの。）と預入日の振替金額との合算した合計額が当金庫所定の金額以上の場合には、これらの預金は満期日が到来したものとし、あらかじめ指定をうけた方法により、元利金または元金の合計額をもって振替指定日時点で最も利回りの高い総合口座の定期預金に自動的に継続します。なお、この預金が総合口座の貸越金の担保となっており、総合口座の貸越金が貸越極度をこえる場合にはこの取扱いはいたしません。
- (3) この預金は最長預入期限に自動的に期日指定定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。
また、引落指定預金口座の残高が、指定金額に満たない場合、その預金口座への戻入れの指定があるときは、この預金の預入日から1年以上経過または継続日以降1か月以内の期日指定定期預金と、定期性総合口座通帳記載の総合口座定期預金（期日指定定期預金は1年を経過または継続後1か月以内、その他の定期預金は継続後1か月以内のもの。）から引落指定預金口座へ満期金を自動入金します。

3. (支払時期等)

- (1) 各別の定期預金は、継続中止の申出があった場合に、満期日以降に支払います。この継続中止の申出は満期日までに行ってください。
- (2) 各別の定期預金は預入日（継続日を含みます。）から1年経過した後は、満期日を変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以降に支払います。なお、1口の預金の一部について満期日を変更する場合には1万円以上の金額に対して行ってください。（ただし、その口の残りの金額は1万円以上とします。）また、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。
- (3) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めた場合、この預金は満期日前の解約はできません。

4. (利息)

- (1) この預金口座の各別の定期預金の利息は、次のとおり取扱います。
 - ①利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A	1年以上2年未満	当金庫所定の「2年未満」の利率
B	2年以上	当金庫所定の「2年以上」の利率
 - ②継続する場合の利息は、元金へ組入れします。
- (2) 継続後の預金についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続を停止した場合における利息は、満期日以後に当該定期預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (4) この預金を第5条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって1年複利の方法により計算しこの預金とともに支払います。

	解約日における普通預金の利率
A 6か月未満	2年以上利率×40%
B 6か月以上1年未満	2年以上利率×50%
C 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×60%
D 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×70%
E 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×90%
F 2年6か月以上3年未満	

- (5) この預金の付利単位は1円をします。

5.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約（各別の定期預金を解約する場合および一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、書替継続（減額して書替継続する場合を除く。）については、通帳のみでも、また当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

6.（非課税貯蓄限度超過時の取扱い）

この口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、自動振替による預入れ等によりその非課税貯蓄限度を超過する場合には次の通り取扱います。

- (1) 自動振替による預入れにより、この口座の非課税貯蓄限度を超過するときは、新たに口座（以下「別口座」といいます。）を作成のうえ（すでに別口座がある場合には当該口座に）その振替金額を入金することがあります。
- (2) 第2条（預金の種類・継続の方法等）、第4条（利息）に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄限度額を超過するときは、あらかじめ指定をうけた預金口座がある場合には当該口座にその利息額を入金します。

7.（通帳の記帳方法）

- (1) 第2条（預金の種類・継続の方法等）により複数の定期預金を1口にした場合および継続した場合は、併合または継続された各別の定期預金についての支払記帳を省略させていただくことがあります。
- (2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「お預り残高」欄には、受入日または記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額をご記帳いたします。

8.（定期預金等・通知預金共通規定の適用）

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

※自動積立定期預金規定（スーパースウィングプラン）自動振替規定

1. 振替日には指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、この預金口座へ入金します。なお、振替金額の指定（引落口座残高の指定のみの場合を含みます。）が複数ある場合には、その指定による振替可能な最も大きな金額を指定金額とします。この場合、普通預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 振替日当日が休日の場合は翌営業日に振替ます。

3. 振替日に次のいずれかに該当するときはご通知することなくその月の振替はいたしません。
 - ①指定預金口座の残高が振替金額に満たない場合
 - ②指定預金口座が総合口座で引落後のお預り残高が零未満になる場合
4. 指定預金口座が解約された場合には、前記第1条から第3条の規定は終了したものと
してお取扱いいたします。
5. この自動振替契約は、特にお申出のない限り同一条件でお取扱いいたします。

以 上